

介護経営最大の危機迫る！ピンチをチャンスに変える。 大激変！ 今そこにある平成30年度改定までの準備と対策



小濱介護経営事務所

小濱 道博

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

講師プロフィール

小濱 道博（こはま みちひろ）

- ◎ 小濱介護経営事務所 代表
- ◎ C-MAS 介護事業経営研究会 最高顧問
- ◎ C-SR 一般社団法人医療介護経営研究会 専務理事
- ◎ NKK 一般社団法人日本介護経営研究協会 専務理事 ほか



日本全国対応で介護経営支援を手がける。介護事業経営セミナーの講師実績は、北海道から沖縄まで全国で年間250件以上。昨年も延20000人以上の介護事業者を動員。全国の介護保険課、各協会、社会福祉協議会、介護労働安定センター等の主催講演会での講師実績は多数。介護経営の支援実績は全国に多数。著書、連載多数

- ◎ 著書：「まるわかり! 2015年度介護保険制度改正のすべて」 日本医療企画
「よくわかる実地指導への対応マニュアル」 日本医療企画
「新報酬体系・制度下でのデイ事業展開戦略と実践」(共著) 日経出版
「2012-2014年度対応 まるわかり! 介護報酬改定」 日本医療企画
「介護報酬制度/介護報酬請求事務(介護福祉経営士テキスト)」 日本医療企画
「これならわかる<スッキリ図解>介護ビジネス」(共著) 翔泳社
「人が集まる!喜ばれる!デイサービスのはじめかた・つづけた」(共著) 秀和システム
- ◎ 定期連載：「日経ヘルスケア」「月刊シニアビジネスマーケット」
「通所介護&リハ」「シルバー産業新聞」
- ◎ 講演DVD：実務経営サービス、レガシイ等から発売中。
- ◎ ソリマチ「会計王16介護事業所スタイル」の監修を担当。



介護事業の経営研究/総合コンサルタント/コンプライアンス向上支援/各種研修・講演・執筆

小濱介護経営事務所

事務室：〒005-0831 札幌市南区中ノ沢3丁目1番1-114号

Mail: kohama@officebear.net URL: http://officebear.net FAX 050-3153-0453

2016年2月 ※電話は常時、留守電に設定してあります。講演中・移動中が多いため、ご連絡はメールでお願い致します。

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可



2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

3

2月12日 NHKニュース 北海道旭川市

「処遇改善加算」合わせて1800万円余りを不正

介護報酬1800万円余を不正受給。新たな利用者の受け入れを3か月間停止する行政処分

昨年度までの2年間に「処遇改善加算」合わせて1800万円余りを不正。受け取った金額の一部しか職員の賃金に充てず、うその報告書を提出

過去の処遇改善加算の不正請求

三重県のグループホームが処遇改善加算74万円を、職員の賃金に一部しか充てず待遇を改善したとうその報告で、指定取消。

北海道函館市では、訪問介護事業所が処遇改善加算を含む8万6000円の介護報酬を不正に受け取っていたなどとして指定取消。

今回、多額の不正請求が明らかになったことを受け厚生労働省は「介護保険制度の信頼を損なうものだ」として全国の自治体を通じて介護事業者への指導を徹底する。

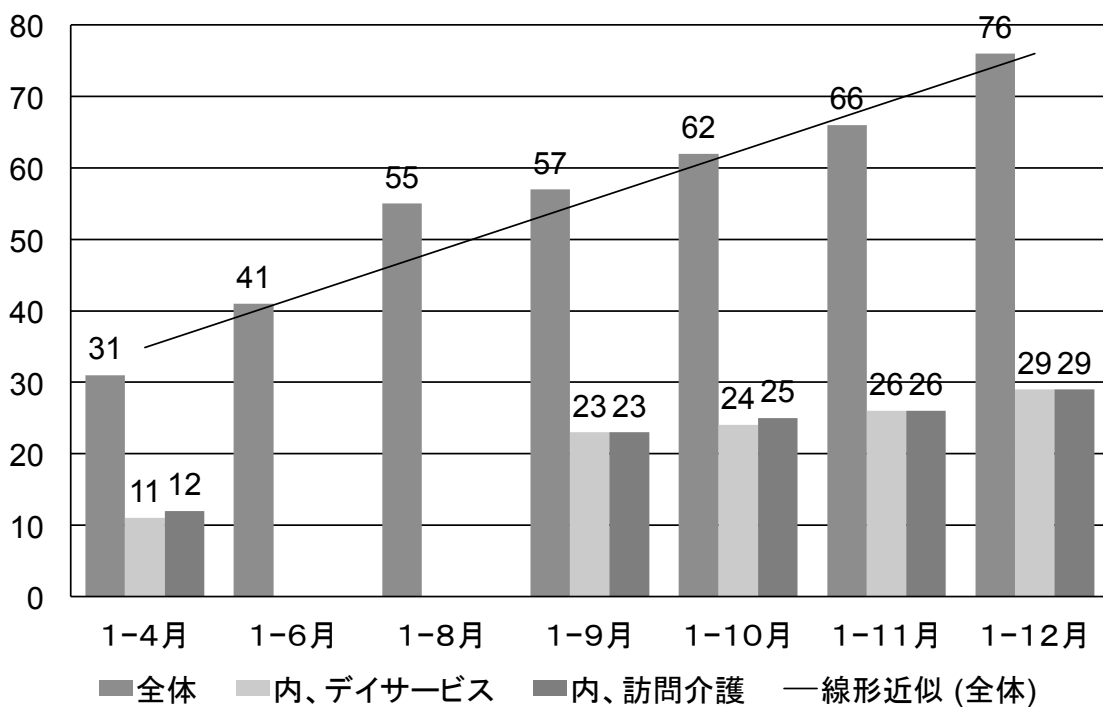
2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

4

平成27年介護事業倒産件数

小規模で開業5年未満での倒産が**53%**。小規模が**60%**



2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典：東京商工リサーチHPより

5

H27年4月介護報酬請求事業所数

訪問介護	32,636
通所介護	42,386 (うち、小規模23,590)
居宅介護支援	38,541
計	113,563

厚労省：介護給付費実態調査月報(平成27年4月審査分)より

H27年4月コンビニ店舗数

セブンイレブン	17,569
ローソン	12,164
ファミリーマート	11,352
計	41,085

総請求事業所数	194,578 (予防含む)
総コンビニ店舗数	55,508 (14チェーン)

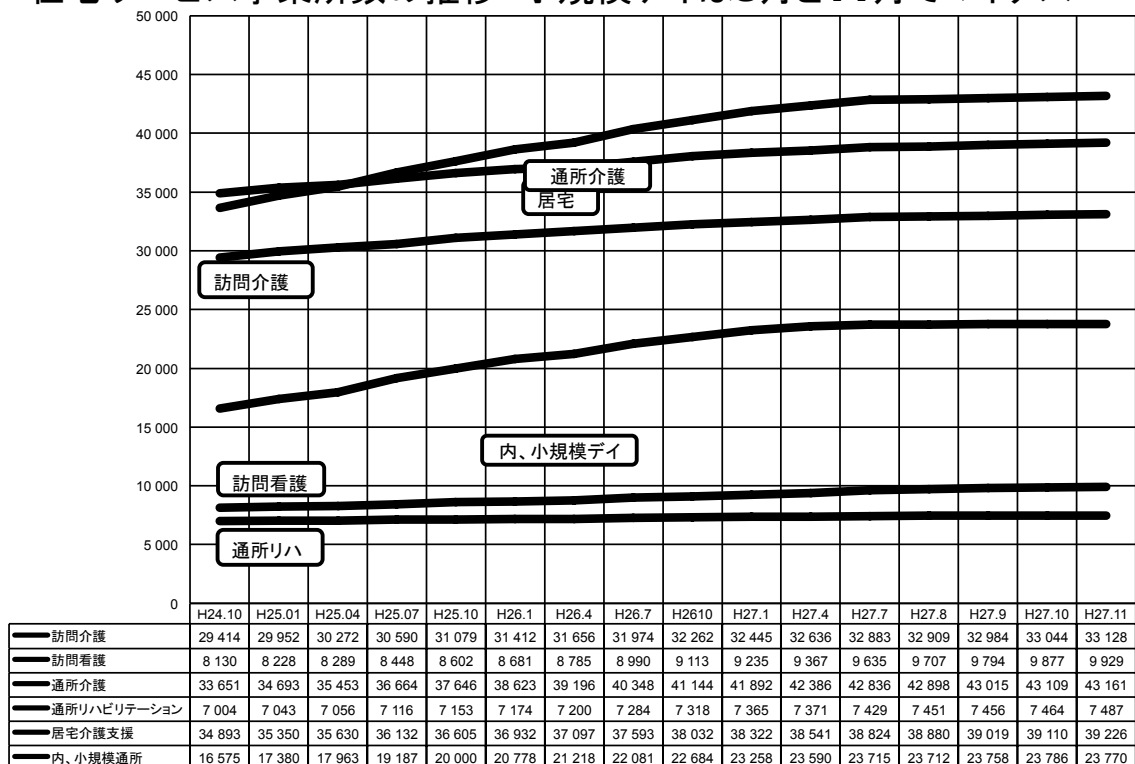
各FC本部ホームページ公表データより

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

6

在宅サービス事業所数の推移 小規模デイは8月と11月でマイナス



2016年2月

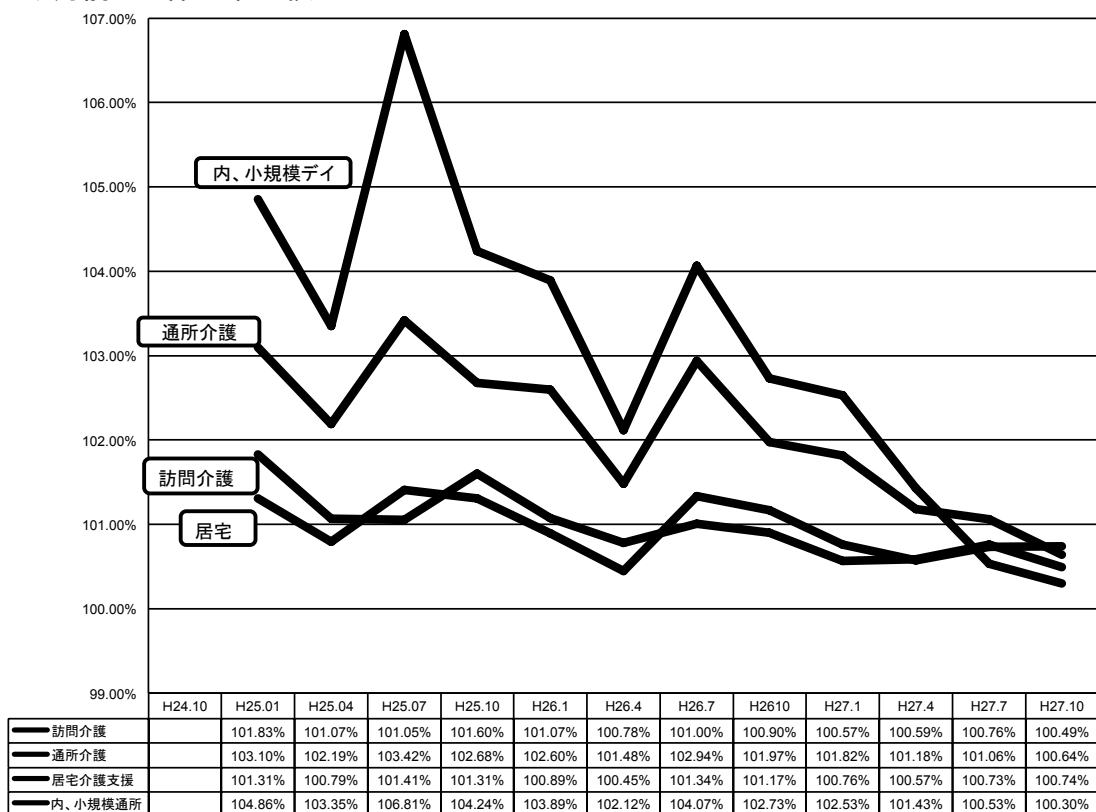
(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

厚労省：介護給付費実態調査月報統計表25表 H24.10～H27.8月表より

7

三ヶ月前との伸び率比較

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可



2016年2月

8

平成28年1月26日 日本政策金融公庫 総合研究所 訪問・通所介護事業者 経営実態

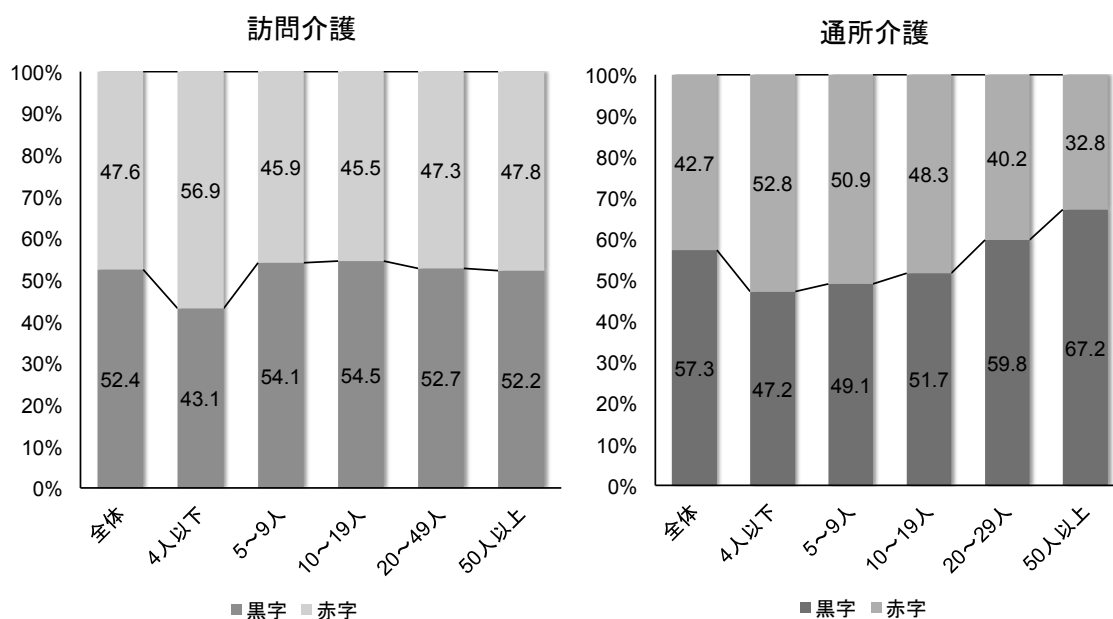
2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

9

訪問・通所介護 採算~4人以下企業で赤字企業が過半を占める~

- 訪問介護 従業者規模別で、「4人以下」企業だけ「赤字」企業が56.9%と過半を占めている。
- 通所介護 従業者規模別で、「50人以上」で「黒字」企業が67.2%を占めており、売上高と同様に規模間差が大きい。



2016年2月

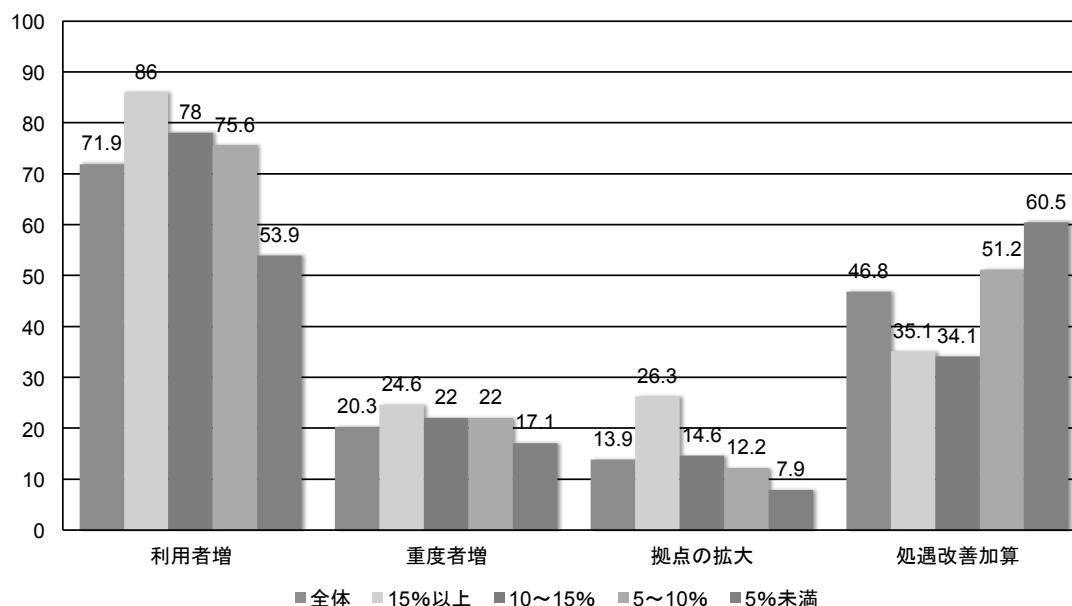
(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典: 平成28年1月26日 日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者 経営実態

10

介護報酬が増えた理由-介護報酬 増加割合別

○ 規模の拡大に成功した企業や、もともと規模の大きな企業は、介護報酬引き下げの影響を軽微にとどめることができたが、規模の小さな企業で、小規模な通所介護ほど引き下げ幅が大きく、また人員や資金の制約から各種の加算を取得したり、より報酬の高いサービスを開始したりすることが難しいため、報酬改定の影響を緩和できなかった企業が多いと思われる。



2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

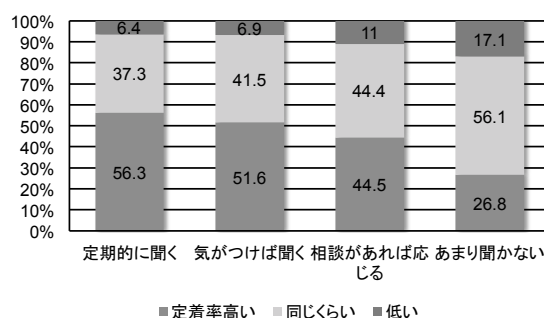
出典：平成28年1月26日 日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者 経営実態

11

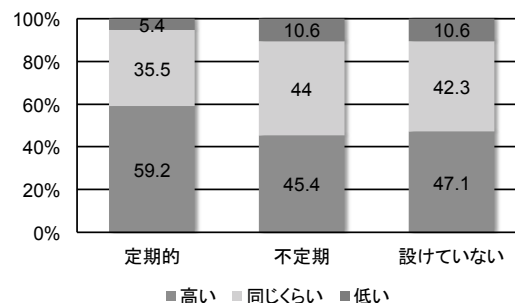
人材 定着率を向上させる施策

コミュニケーションと並んで、介護 質を高めることにつながる取り組みも定着率 向上につながる。

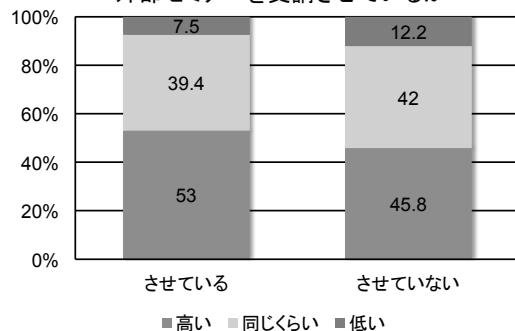
要望や悩みを聞いているか



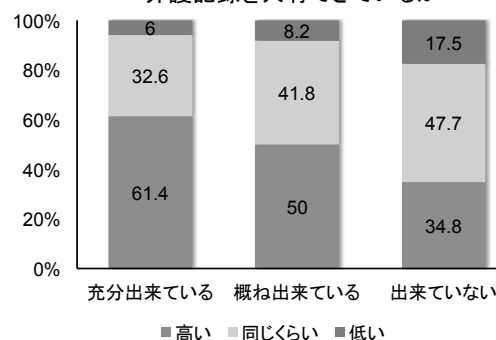
親睦を深める機会を設けているか



外部セミナーを受講させているか



介護記録を共有できているか



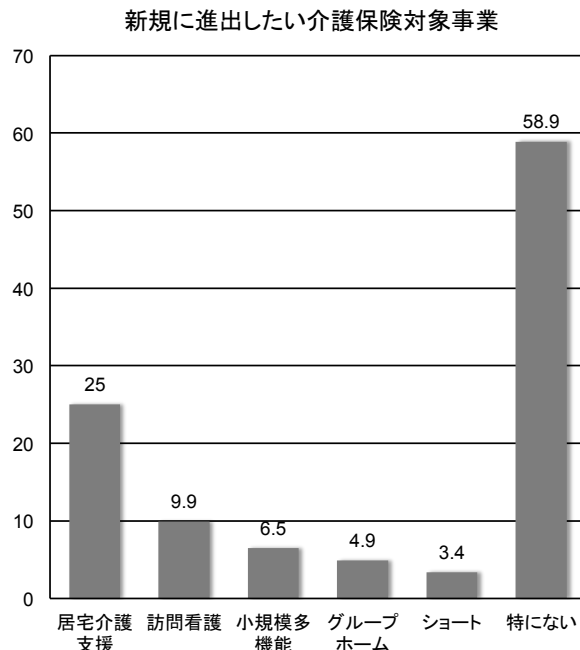
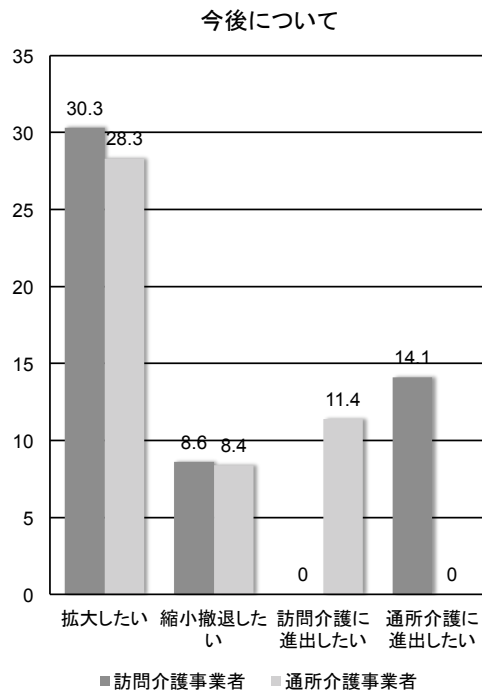
2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典：平成28年1月26日 日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者 経営実態

12

今後の方針



2016年2月

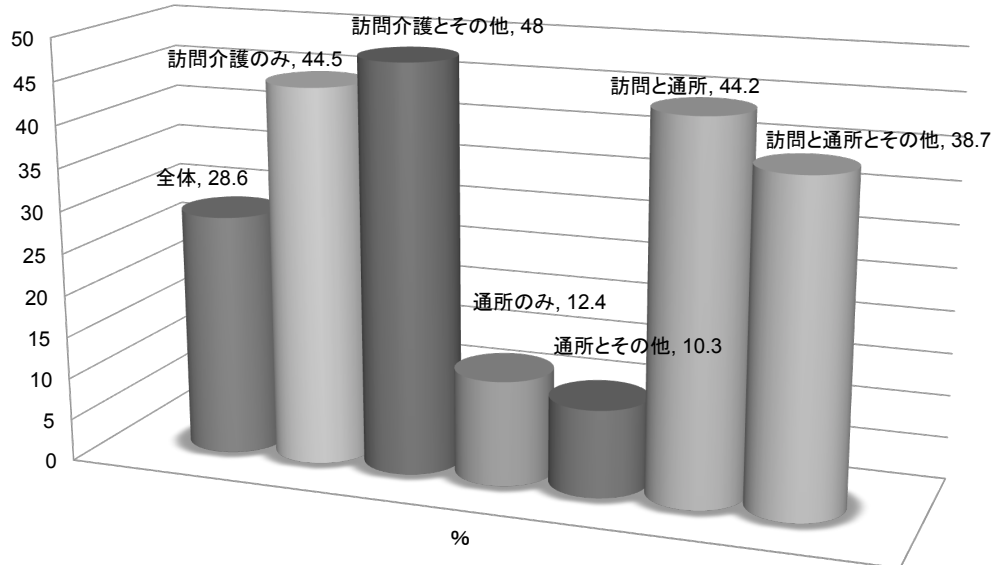
(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典：平成28年1月26日 日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者 経営実態

13

保険外サービス事業を行っている

- 介護外サービスを提供している企業、全体 **28.6%**を占める。訪問介護を営んでいない場合、10%程度と少なく、訪問介護と合わせて提供している企業が多い。
- 通所介護で、「お泊まりデイサービス」を提供する割合が**13.6%**ある。宿泊料金 平均値 2,700円、最頻値 3,000円となっている。
- 介護保険外サービスの1か月当たり売上高、「訪問介護」「通所介護」「訪問介護と通所介護」のみ企業の場合、平均値が128万円、中央値が50万円となっている。なお、保険外サービスを行っているから訪問・通所介護の採算がよいということはない。



2016年2月

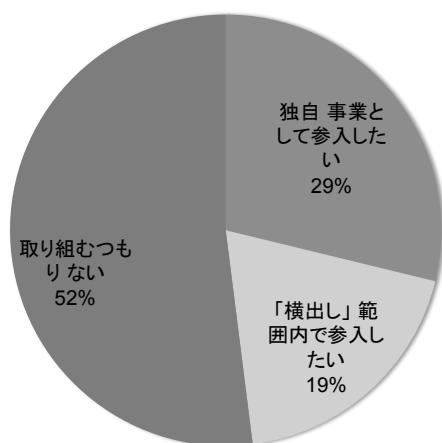
(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典：平成28年1月26日 日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者 経営実態

14

介護保険外サービスへの参入意向

介護保険外サービスへの参入意向



「横出し」サービス、自治体裁量で介護保険を利用できるようにしたものであることを考えると、保険外サービスへの参入について積極的な企業は、それほど多くない。

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典：平成28年1月26日 日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者 経営実態

15

介護者からみた介護サービスの利用状況 ～「訪問介護・通所介護に関するアンケート」から～

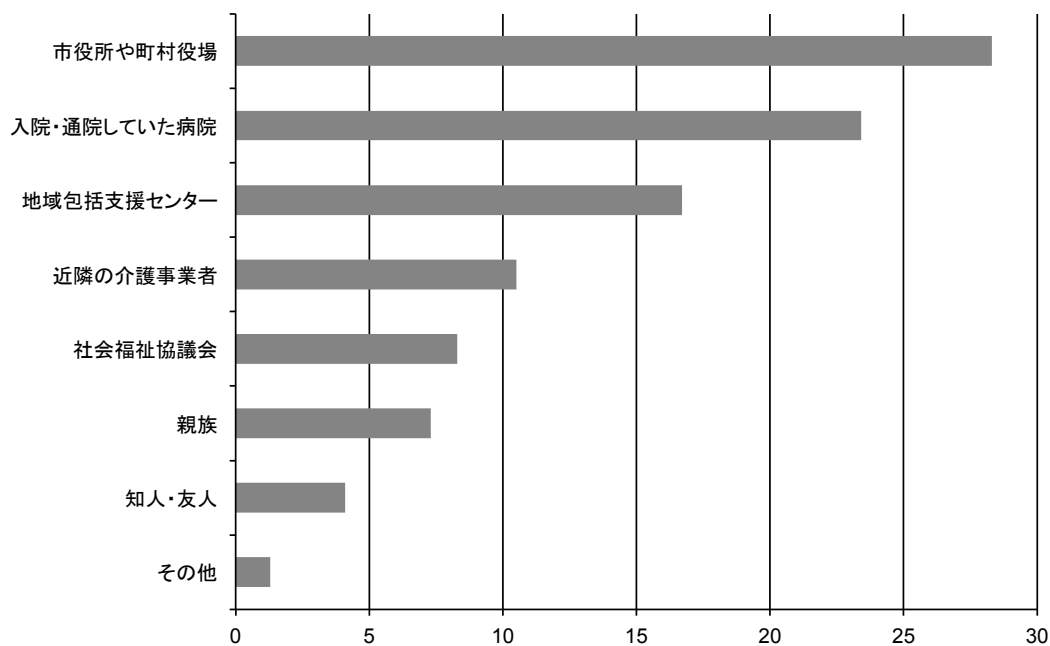
平成28年2月9日 日本政策金融公庫総合研究所

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

16

介護保険サービスを利用するに当たって最初に相談した相手 ～役所・役場が最多



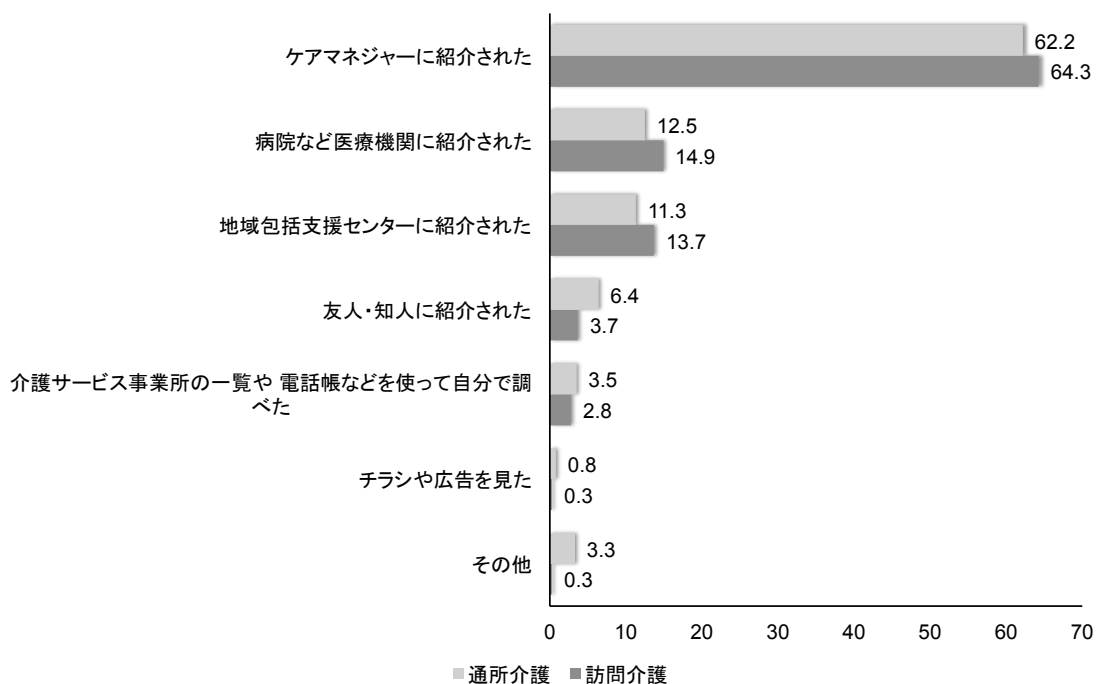
2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典:平成28年2月9日日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者利用状況調査

17

訪問・通所介護事業所をどうやって知ったか ～ケアマネジャー経由が6割～



2016年2月

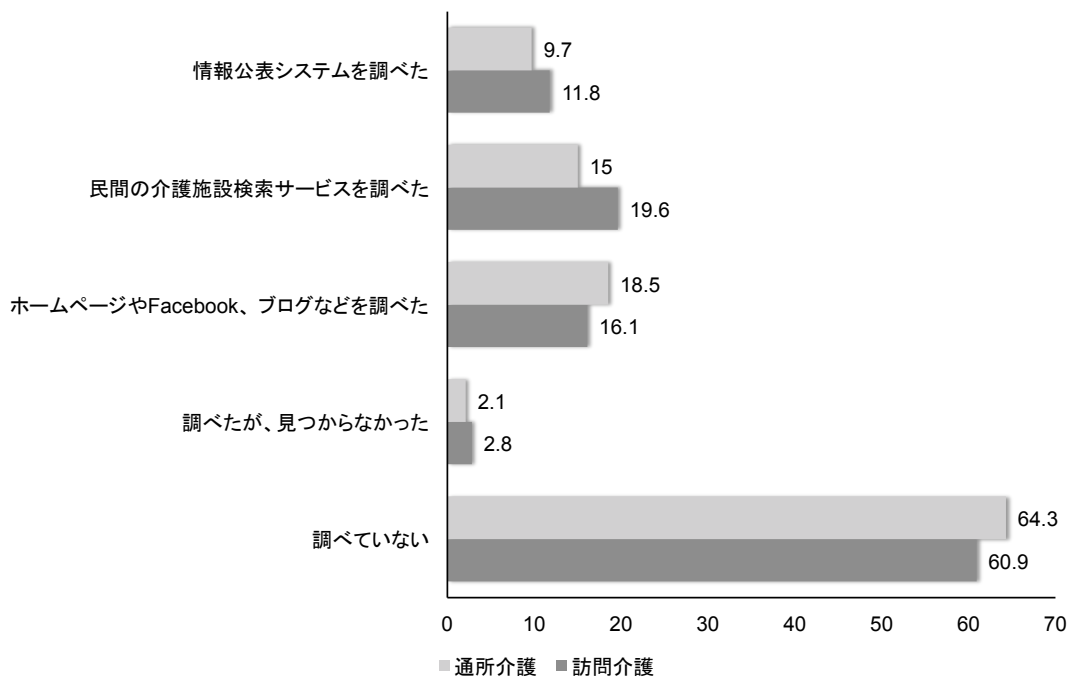
(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

■通所介護 ■訪問介護

出典:平成28年2月9日日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者利用状況調査

18

インターネットを使った情報収集 ～4割が自分で事業所の情報を確認～



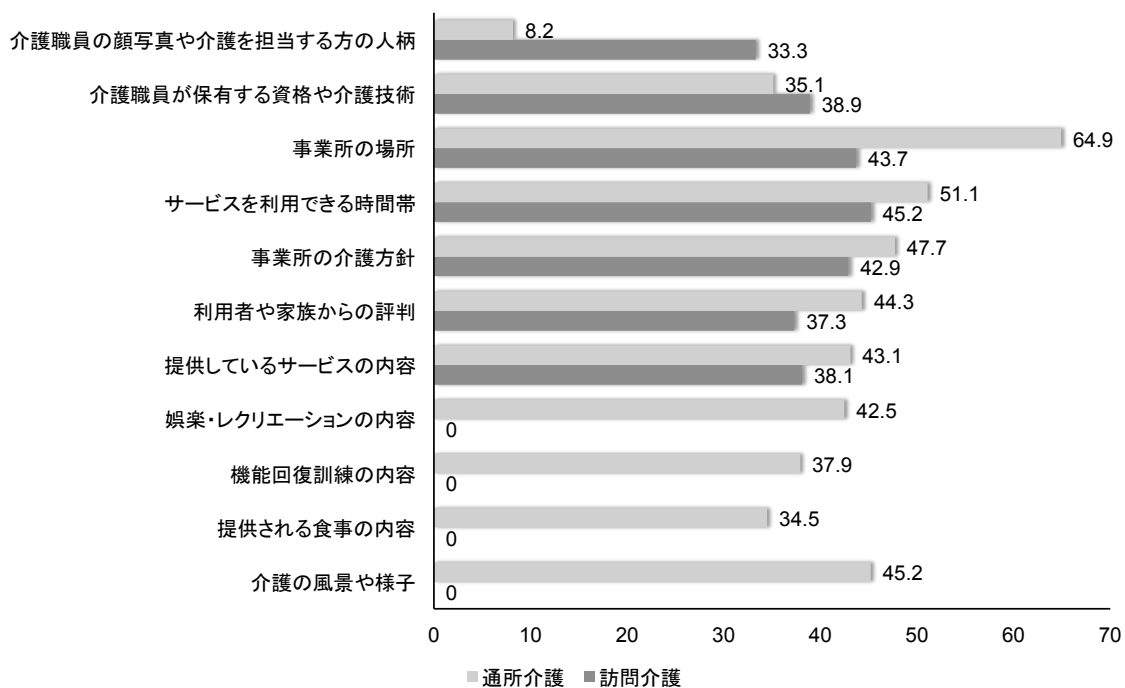
2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典: 平成28年2月9日日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者利用状況調査

19

インターネットで知りたかった情報 ～利用のしやすさと介護の質～



2016年2月

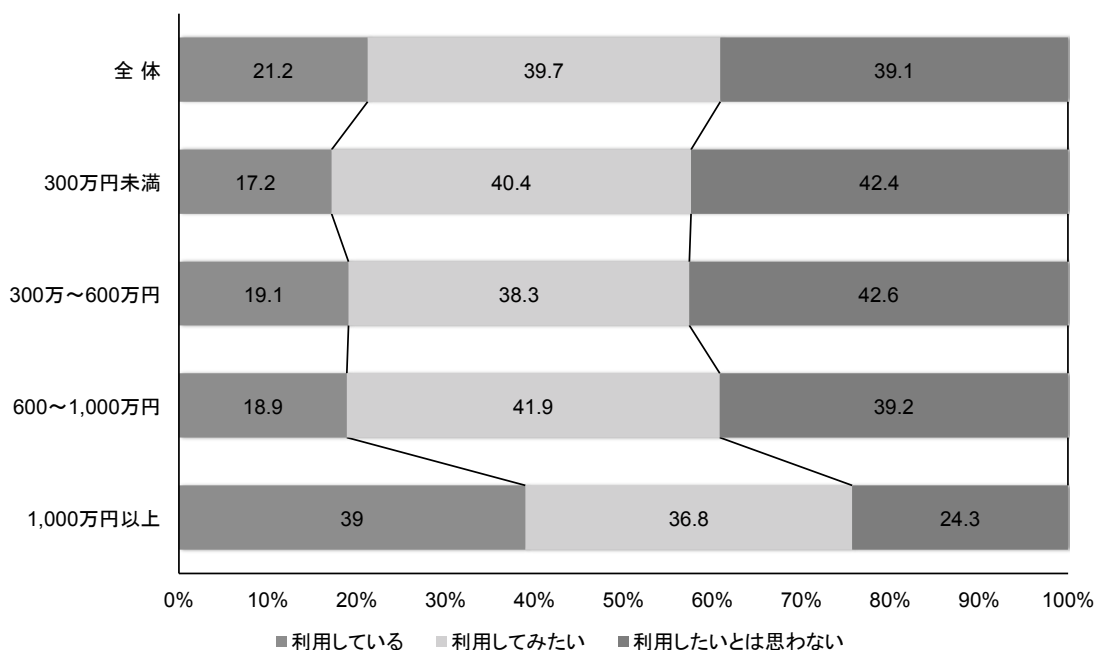
(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典: 平成28年2月9日日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者利用状況調査

20

保険外サービスの利用意向

～利用している・利用してみたいが6割～



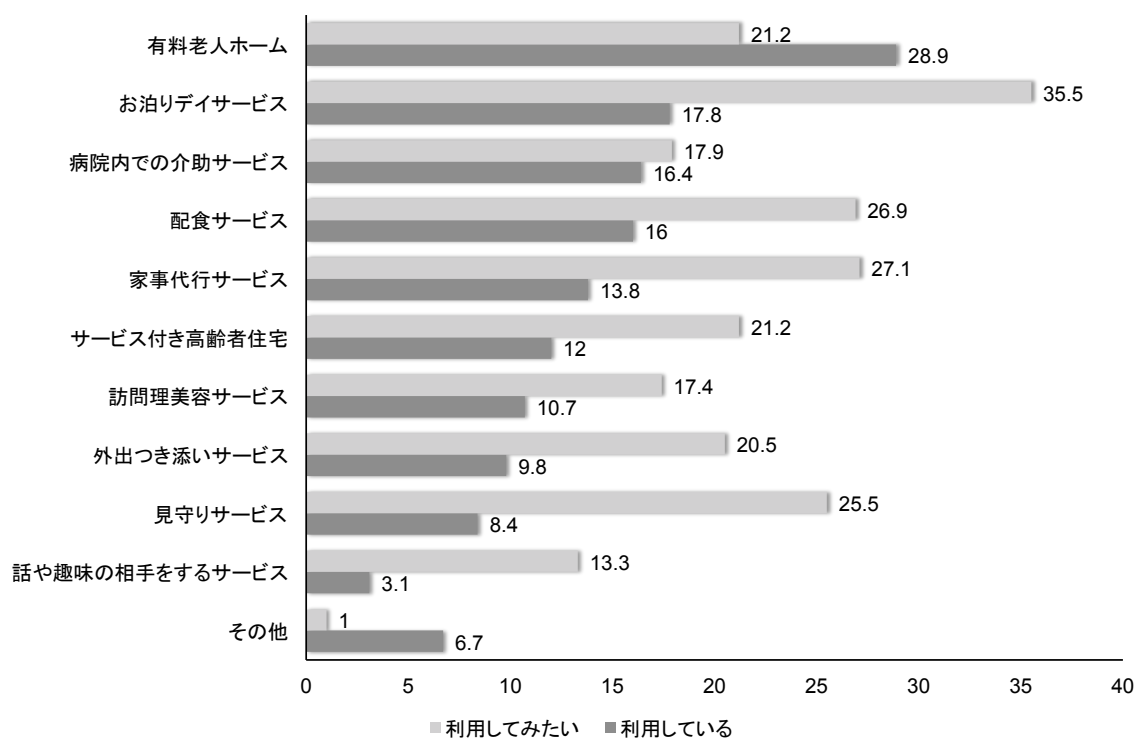
2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典: 平成28年2月9日日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者利用状況調査

21

利用している・利用してみたい 介護保険外の介護サービス



2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典: 平成28年2月9日日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者利用状況調査

22

経済・財政再生計画 改革工程表(案)
第21回経済財政諮問会議 平成27年12月7日

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

23

公的サービスの産業化

◎ 介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を2015年度中に策定



「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を活用し、取組を推進

◎ ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

24

負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

◎ 高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論

◎ 介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論



関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる
(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

25

負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

◎ 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論

◎ 軽度者に係る生活援助及び福祉用具貸与、住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論

◎ 軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論



関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

26

診療報酬 2月10日答申

◎ **7対1病床 在宅復帰率 75%→ 80%**



医療法人は 在宅強化型老健、高齢者住宅の整備が急務

◎ **回復期リハビリ病床**



アウトカム(ADL改善、入院の長期化)の厳格化。結果を出さないと報酬減へ



デイケア、老健の平成30年改定に波及の可能性大

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

27

なぜ今、介護サービス事業者による生活支援(保険外)サービスなのか？

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加。地域包括ケアシステム構築に向けた動きが市町村を中心に加速している。

介護保険制度は、今後も費用の増大が見込まれ、介護保険制度の持続可能性の確保のため、重点化、効率化が求められている。

このような状況の中で、単身で日常生活の困りごとを抱える支援が必要な高齢者が、地域で暮らしていけるようにするためには、生活支援について保険外サービスとして充実を図る必要がある。

※団塊の世代など、自分のニーズや好みに合致したより品質の良いサービスを求める層や自費によるサービスの利用を選択しうる層が増えている。

※介護事業者は、生活支援サービスを提供することで、多様な人材を地域から生活支援の担い手として確保し、その中の一部の者を介護サービスの担い手として養成するなど、一体提供で経営効率の改善が期待される。

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典:厚労省 地域包括ケアシステムの構築と「保険外サービス活用ガイドブック」について

28

地域密着型通所介護の創設

- ・小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)については、平成 28 年4月1日から地域密着型サービスに移行する。予防通所介護は移行しない。
- ・利用定員9名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスへ移行する。
- ・休止中の事業所についても、みなし指定の対象となる。
- ・地域密着型サービスについては、その市町村の被保険者のみがサービス利用可能。
- ・平成28年3月31日において、他市町村のAが利用している場合は、利用者Aのみについて他市町村のみなし指定を受ける。新たに利用する利用者Bは、みなし指定の効果は及ばない。
- ・地域密着型通所介護に係るみなし指定については、施行日から効力を生じるものだが、その有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとする
- ・地域密着型通所介護サービスの基準は、国が定めたものを勘案して市町村が条例で定める。条例制定については施行から1年間の経過措置を設けている。

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典:全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議 資料 2015年12月22日

29

地域密着型通所介護の創設

- ・みなし指定事業所が、市町村が定めた基準を満たしていない場合、直ちに指定の取消を行うことは適当ではなく、適切な経過措置を定める
- ・地域密着型通所介護の基準及び介護報酬に係る省令及び告示の改正案は既に示しているが、その公布は、各市町村における準備期間等にも配慮しつつ、年明け早々を目途に行う。修正があり得ることに留意されたい。
- ・みなし指定されるが、市町村の事務の省力化の観点から、現行の事業所番号をそのまま使用するものとする。
- ・地域密着型サービスにおいては、基準該当サービスの類型を設けていない基準該当通所介護事業所の移行の場合、指定基準を満たさないまま介護給付の対象とすることはできない。※離島等の地域を除く。
- ・基本報酬は、地域密着型通所介護は、小規模型通所介護、療養通所介護は現行の基本報酬を踏襲する。加算・減算についても同様である。

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

30

運営推進会議

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

31

地域密着型通所介護の運営推進会議と介護報酬

- ・平成 28 年度から「運営推進会議」の設置を義務づけ、施行から1年間の経過措置は設けられていない。
- ・平成28年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置など新たに基準を設けるが、その他の基準については、現行の通所介護の基準と同様とする。
- ・運営推進会議については、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護は、概ね6月に1回以上開催する。療養通所介護は、概ね12月に1回以上とする。
- ・複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合は、まとめて運営推進会議を開催することも可能。
- ・認知症対応型共同生活介護のように外部評価は義務づけていない。
- ・運営推進会議の実践例は、「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」等を参考にする。
- ・市町村の条例で更に開催回数を緩和することが可能である。

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典:全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議 資料 2015年12月22日

32

運営推進会議の在り方

運営推進会議とは、介護事業所が利用者や地域の代表者等(町会長、民生委員、老人クラブ会長等)、地域包括支援センター職員、行政職員に対し、事業所のサービス内容等を公表する会議。

【主な参加メンバー】

利用者、利用者の家族、地域の代表者等、管轄地域 包括支援センター職員(※)、行政職員、その他知見を有する者 ※在宅介護支援センター職員も含む

【開催テーマ】

運営に関することであれば何でも可能。また、参加メンバーも固定する必要はなく、テーマによって異なってもよい。

【テーマ例】

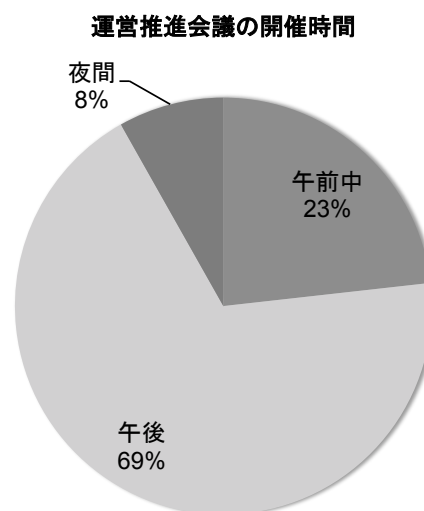
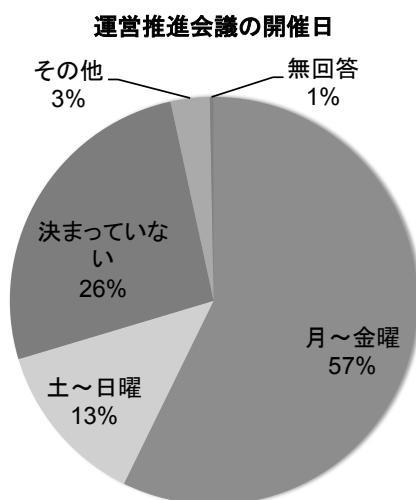
- 利用者の状況、行事の実施報告
- 家族からの要望、意見
- 地域行事への参加について
- 近隣交番の警官を招き、防犯について考える
- 利用者の行方不明時の協力体制についてのご願いと対応方法について
- 認知症に関する勉強会

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

33

グループホームにおける運営推進会議の実態調査 開催日、開催時間

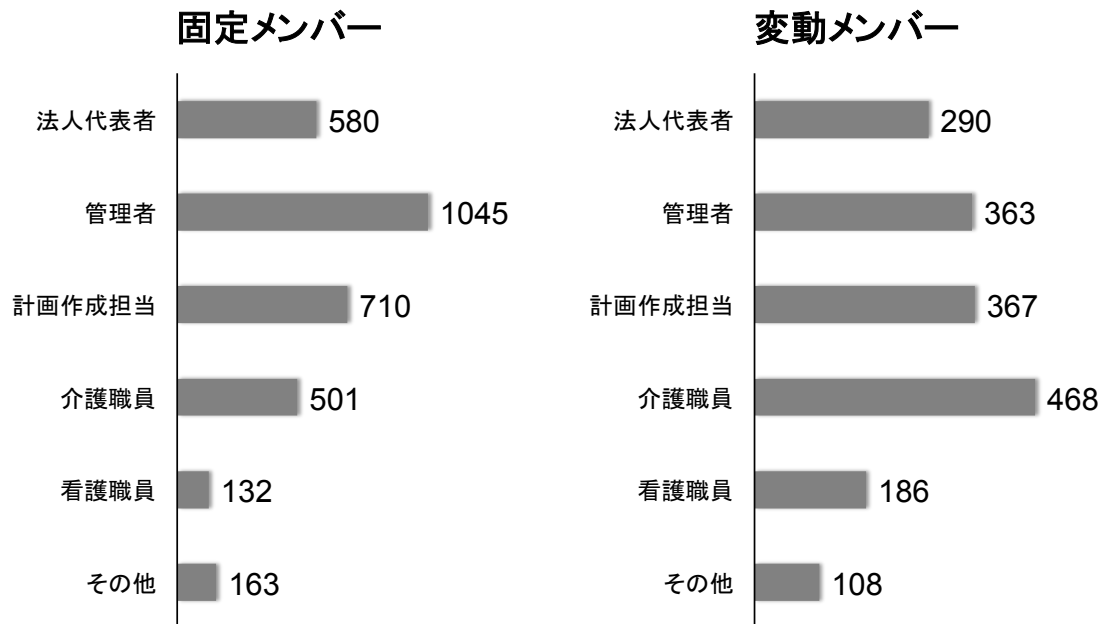


2016年2月

出典: 認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書 2010年3月 一般社団法人 日本認知症グループホーム協会
(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

34

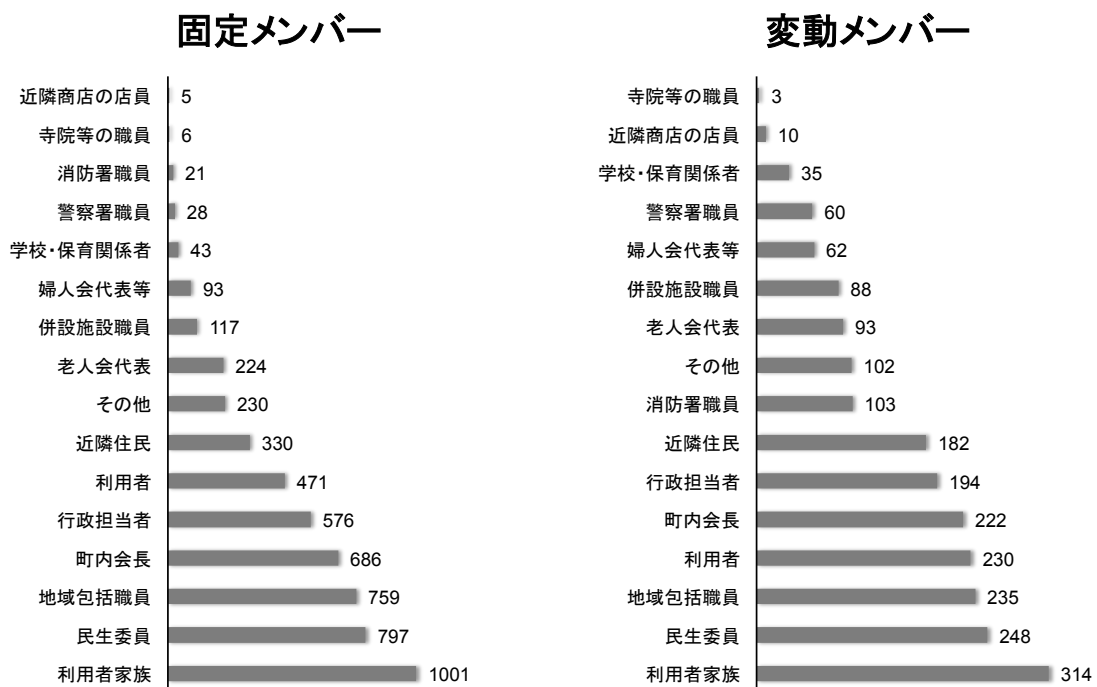
グループホームにおける運営推進会議の実態調査 事業所内の参加メンバー



2016年2月
出典：認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書 2010年3月 一般社団法人 日本認知症グループホーム協会
(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

35

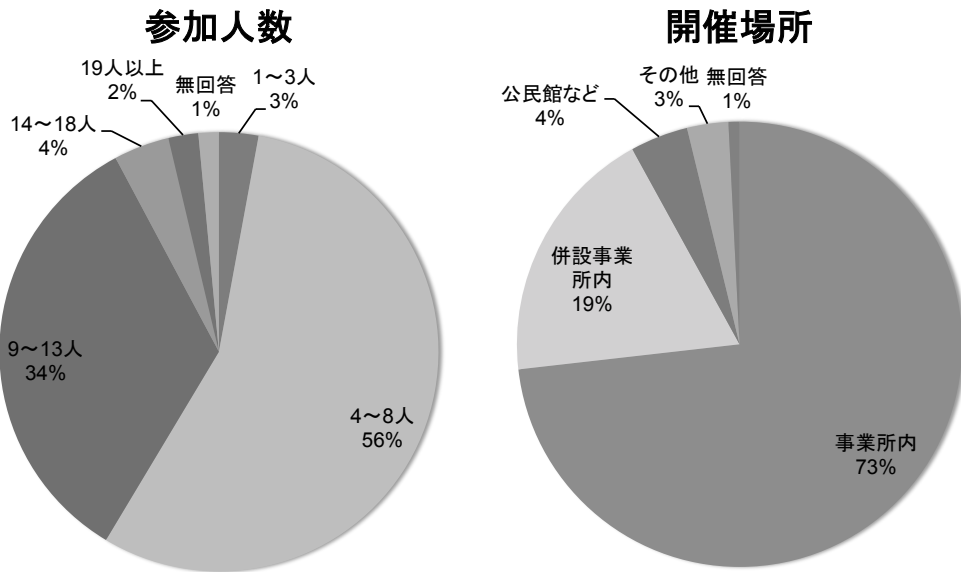
グループホームにおける運営推進会議の実態調査 外部の参加メンバー



2016年2月
出典：認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書 2010年3月 一般社団法人 日本認知症グループホーム協会
(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

36

グループホームにおける運営推進会議の実態調査 参加人数、開催場所

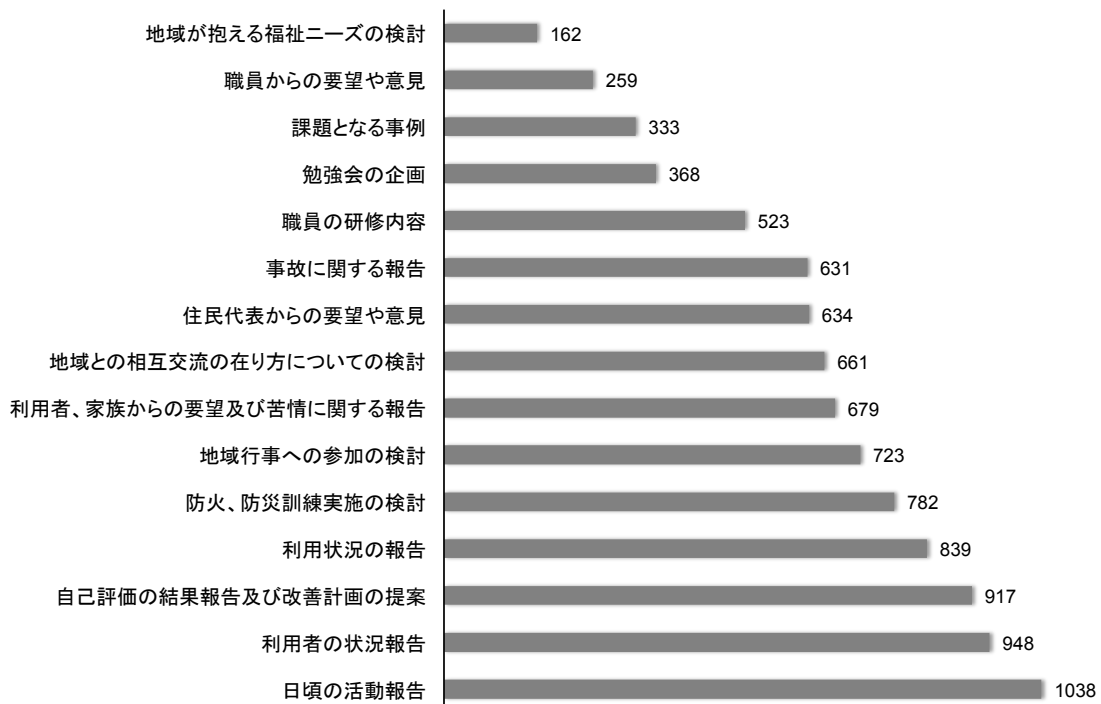


2016年2月

出典：認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書 2010年3月 一般社団法人 日本認知症グループホーム協会
(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

37

グループホームにおける運営推進会議の実態調査 課題・検討内容

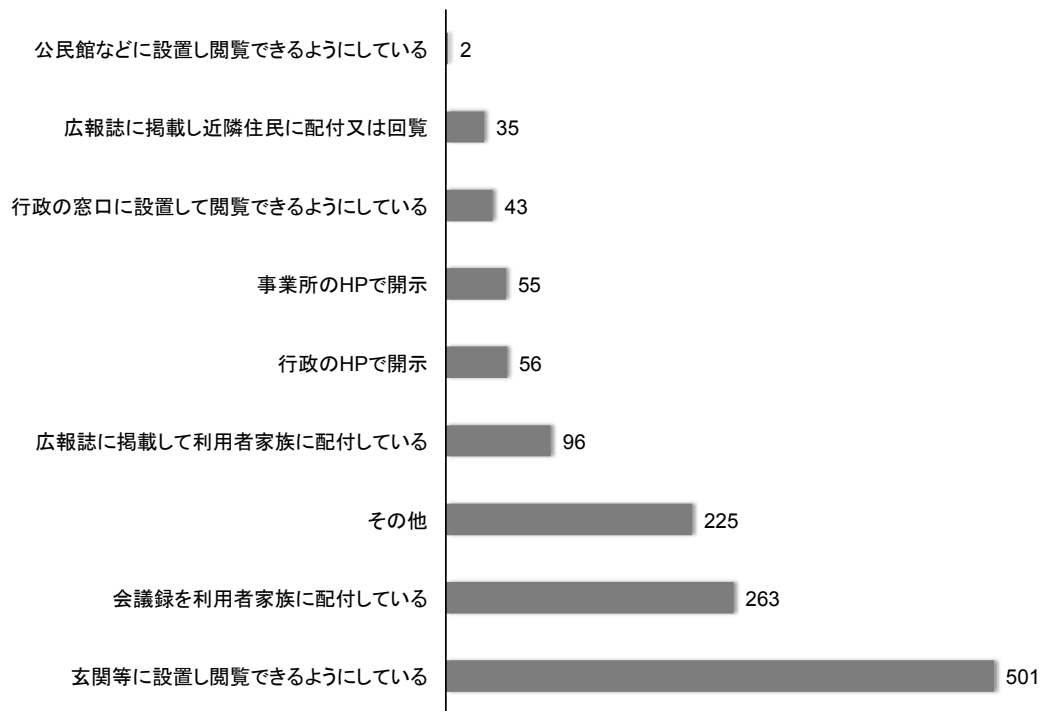


2016年2月

出典：認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書 2010年3月 一般社団法人 日本認知症グループホーム協会
(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

38

グループホームにおける運営推進会議の実態調査 議事録の公表方法



2016年2月

出典：認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書 2010年3月 一般社団法人 日本認知症グループホーム協会
(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

39

グループホームにおける運営推進会議の実態調査 運営推進会議の影響

《地域との交流・関わり方の変化》

- ・地域の祭りや行事に参加
- ・気軽に挨拶できる
- ・防災・防火訓練を地域の人と合同で実施
- ・地域の清掃活動に参加

《地域住民の変化》

- ・地域住民の事業所に対する理解が深まった
- ・外出時に地域住民が利用者や職員に気軽に声かけ

《利用者の変化》

- ・利用者や家族が希望や意見を発言する場が増えた
- ・家族との交流の機会が増えた
- ・馴染みの住民との交流機会が増えた

《行政と事業所の連携の変化》

- ・行政や地域包括支援センターなどとの顔の見える関係
- ・行政と事業所との情報交換が密

出典：認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書 2010年3月 一般社団法人 日本認知症グループホーム協会

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

40

※記録公表用の参考様式

運営推進会議記録

開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	場 所	
参加者			
活動内容及び回数等			
活動内容等の評価			
要望・助言内容			
事業所名	記録作成者 年 月 日		

※ 原則として会議開催後2ヶ月以内にこの記録を作成・公表すること

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典:大阪市福祉局資料 <http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000004/4456/>

41

運営推進会議設置運営規程(神戸市モデル規程)

(趣旨)

第1条 この規程は、運営基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び平成18年3月14日厚生労働省令第36号「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」)に基づき、「〇〇〇〇(事業所名)」(以下「事業所」という。)に設置する運営推進会議の運営に関し必要な事項を定める。

(運営推進会議の目的)

第2条 運営推進会議は、事業所の活動状況の報告を受け、それを評価し、必要な要望・助言を行うことで、当該事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、また「地域に密着した介護サービスの運営方針」の策定及び実施状況の監視・評価を行うことを通じて、当該事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 事業所に運営推進会議を置く。

(構成員)

第4条 運営推進会議は、以下の各号に示す者により、最大10名以内の構成員をもって組織する。

(1) 利用者 2名以上

(2) 利用者の家族 2名以上

(3) 地域住民の代表者 2名以上

(4) 〇〇〇〇あんしんすこやかセンターの職員 1名以上

(5) 〇〇〇〇(事業種別)について知見を有する者 1名以上

2 構成委員のうち、前項第1号及び第2号の者は、「〇〇〇〇(事業所名)家族会」(以下「家族会」という。)(において選任された者とし、当該構成員は、運営推進会議の議事概要を、運営推進会議開催後に開催される家族会において報告するものとする。

(議長及び副議長)

第5条 運営推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、構成員の互選により、前条第1項の第3号、第4号、第5号の者から選出する。

3 議長は、運営推進会議の会務を総理する。

4 議長は、運営推進会議を招集する。

5 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を行う。

6 議長及び副議長に事故あるときは、その他の構成員の互選により選出されたものが議長の職務を代理する。

(会議の成立及び議事)

第6条 運営推進会議は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。第4条第1項第3号から第5号に定める構成員の総数の過半数が出席しない場合もまた同様とする。

2 運営推進会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議事は、原則として、次の通り進行するものとする。

①開会宣言(議長)

②会議成立の確認(議長)

③予定される議事の説明(事業所)

④議題の審議

ア) 議題説明(事業所)

イ) 質疑応答(構成員及び事業所)

ウ) 決(構成員)

⑤閉会宣言(議長)

4 事業所は、予定される議事について、開催日前に、構成員に対し、文書により通知するものとする。

(開催計画)

第7条 事業所は、毎年度3月までに、翌年度の開催計画を作成し、利用者、利用者家族及び運営推進会議の構成員に周知するものとする。

2 開催計画においては、運営推進会議の開催予定日時及び開催場所を明記するものとする。

3 運営推進会議の開催月は原則として偶数月の第3金曜日とし、年度毎に6回以上開催するものとする。

4 議長は、開催計画に基づき予定する会議に加え、臨時会を招集することができる。

(議事概要の公表)

第8条 事業所は、運営推進会議の議事の概要を、次の各号に示す方法により公表するものとする。

(1) 事業所の窓口の1階カウンターにファイリングして設置

(2) 事業所内の各フロアの利用者の目に付きやすいところにファイリングして設置

(3) 家族会報に掲載

(4) 事業所のホームページに掲載

(5) 〇〇自治会の役員会及び同自治会の回覧板を活用し、議事概要の設置場所を地域住民に

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

出典:神戸ケアネット(神戸市の介護保険のページ)資料

42

到着から開始までの一連の流れ

1,事業所内の視察

2,重要事項説明書の掲示義務

3,個人情報に関わる書類の保管状況

4,衛生管理の状況

5,防災対策

6,許認可時との変更の確認

7,実地指導の開始

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

43

開始後の確認書類

1,人員に関するもの

- 1) タイムカードや出勤簿との突き合わせ
- 2) 管理者、職員の兼務状況の確認
- 3) 職員の資格者証などの確認
- 4) 雇用契約書と就業規則の確認
- 5) 許認可申請時の届け出職員の開業時点での勤務状況

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

44

開始後の確認書類

2,設備に関するもの

- 1) 防災関連
- 2) 防災訓練
- 3) 施設の衛生管理状況

3,運営に関するもの

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

45

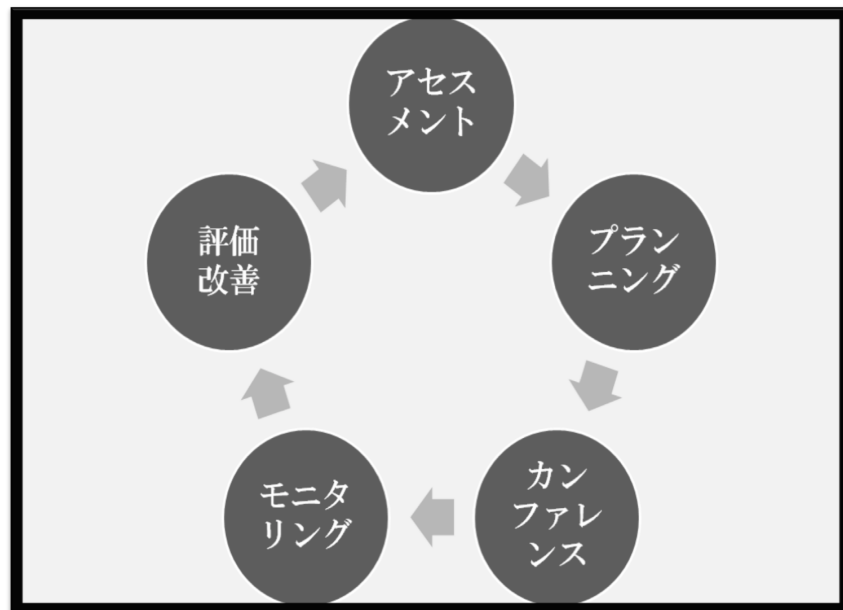
- 1) 運営規程
- 2) 契約に関する書類
 - (a) 重要事項説明書
 - (b) 契約書
 - (c) 同意書
- 3) サービス提供に関する書類
 - (a) 介護計画書
 - (b) 居宅サービス計画の写し
 - (c) アセスメントシート(利用者の心身状況の分かるもの)
 - (d) サービス提供記録
 - (e) モニタリング記録
 - (f) 機能訓練に関する計画・記録等会議録
(ケアカンファレンス、支援会議など)
 - (g) 送迎記録(運行計画、運転日誌等)
 - (h) 事業所の日誌等
- 4) 職員の研修に関する計画、実施記録
- 5) 事故・苦情に関する書類
- 6) 利用料金に関する書類
- 7) 会計・経理に関する書類
- 8) 介護報酬に関する書類

2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

46

ケアマネジメントプロセス

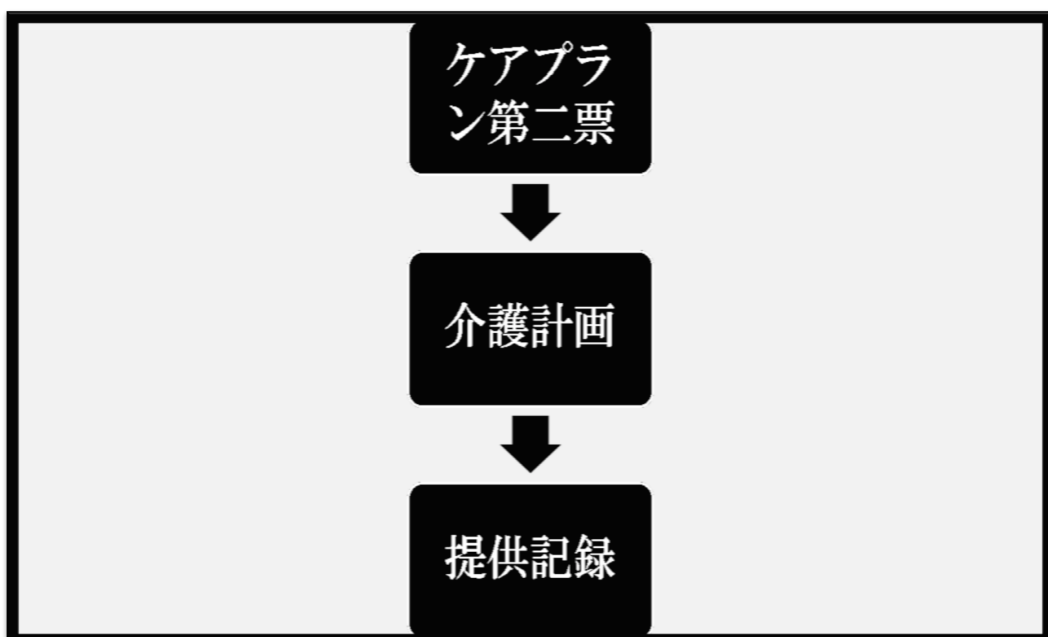


2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

47

整合性

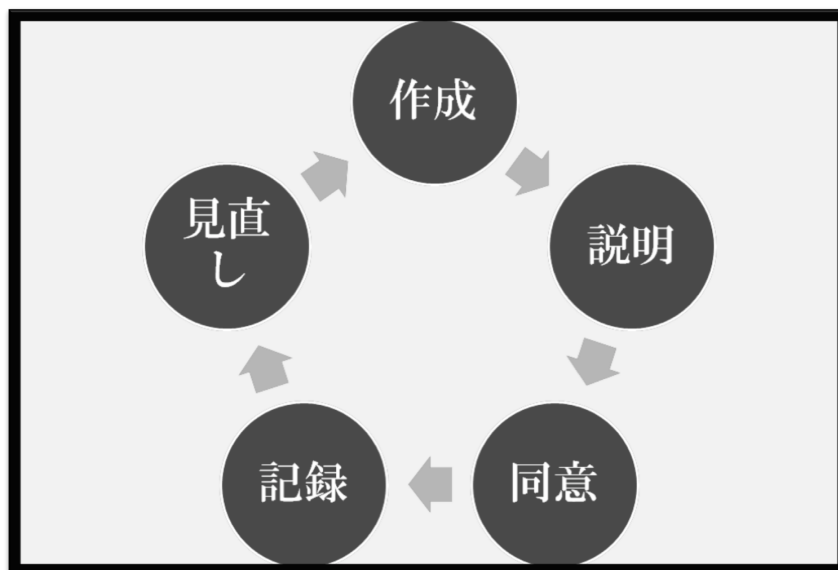


2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

48

計画

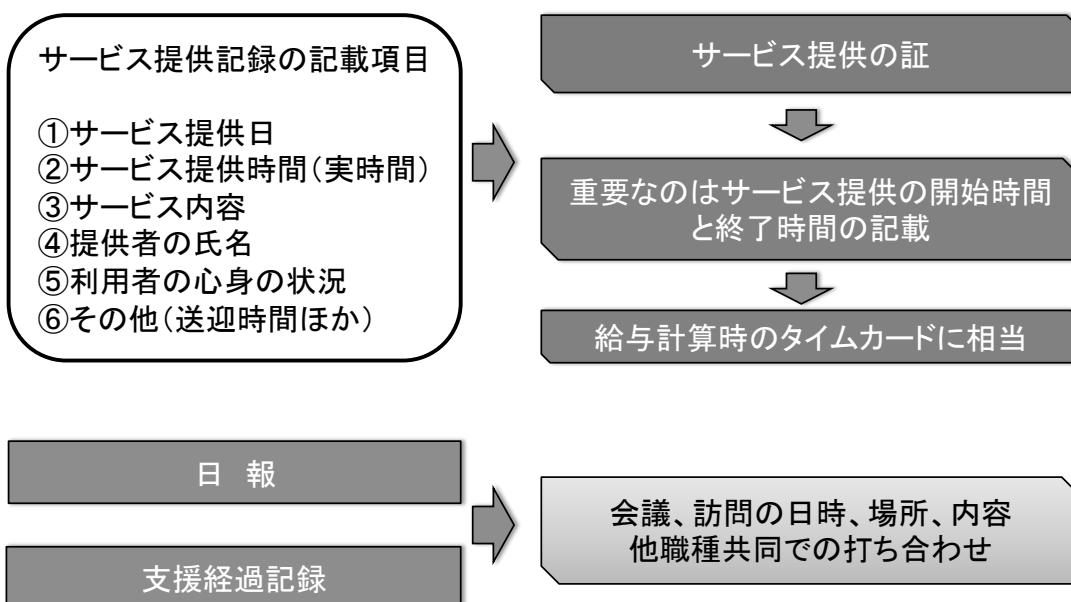


2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

49

記録が重要



2016年2月

(C) 2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

50

通所介護の指導事例

- ・個別機能訓練加算(II)の算定において、適切なアセスメントを経て利用者の ADL 及び IADL の状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定した計画を新たに作成せず、加算している。
- ・通所事業所の静養室の配置場所が、届出上の図面に明記されていなかったため、建物の用途変更について、早急に所管へ届け出ること。
- ・居宅サービス計画に位置付けのないサービスを提供している。
- ・サービス提供時間帯を通じて常勤換算方法で1以上確保されていないので、生活相談員を適正に配置すること。
- ・サービスを提供した際の記録の内容が不十分であるので、サービスの具体的な内容等を適切に記録すること。
- ・防火管理者が非常災害に関する具体的な計画を策定しておらず、また、必要な訓練を全く実施していない。
- ・看護職員の配置が基準を満たしていない。
- ・外出サービスを提供する際に、あらかじめ通所介護計画に位置付けていない

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

51

告知方法

インターネット	・ ホームページ ・ メルマガ、SNS、BLOG
フィールド	・ 事業所通信 ・ チラシ、パンフレット
口コミ	・ 体験利用、セミナー開催 ・ ふれあいサロンへの開放

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可

52

攻撃は最大の防御～守りの時では無い

- ・介護保険制度に依存する時代はすでに終わった。
- ・事業所数の伸びが減速する今が、攻めの好機です。
- ・地域における差別化を進めるべき。
- ・この激動の時代に於いて、今までと同じ経営を続けることは最も難しい。
- ・情報を的確に得て、時代の変革の波に乗り、自らが変わることが重要。
- ・今、経営者には行動することが求められている。

2016年2月

(C)2016 小濱介護経営事務所 無断転載不可